

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）による修学支援の対象機関となる
大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和 8 年 6 月 9 日
鹿 児 島 県

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和9年 3 月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる 事務所の所在地	根拠規定
鹿児島環境・情報専門学校	鹿児島県鹿児島市田上 3 丁目 4－8	学校法人榎園学園	鹿児島県鹿児島市田上 3 丁目 4－8	法第13条第 1 項第一号